

また、川村直人商工観光課長が欠席のため、赤間茂樹商工観光課補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭議会運営委員長登壇)

○町田義昭議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、8日の本会議において各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第66号、議案第68号にそれぞれ反対1名の討論の通告がなされております。

また、議案第66号、議案第68号、請願第3号にそれぞれ賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、一般議案1件、予算案1件、人事案件1件、議会案1件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○渋谷佐輔議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第65号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6件

○渋谷佐輔議長 日程第1、議案第65号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第68号 平成27年度長井市一般会計補正予算第4号までの7件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○渋谷佐輔議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○赤間泰広総務常任委員長 おはようございます。

平成27年第4回市議会定例会において総務常任委員会に付託になりました議案2件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月18日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員及び当局関係者並びに長井市議会基本条例第5条第4項の規定に基づき、参考人として請願者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第65号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市営バスの利便性向上を目的として、運行路線を変更するため提案されたもの

であります。

質疑に入り、委員からは、始発から1時間ほどの乗車になるため、路線ごとにトイレ休憩の場所について協議する必要があると思うがどうかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、乗客の体調管理に十分配慮するようバス運転手に指導している、急に体調を崩された場合でも休憩をとり、中央地区の大型店を利用できるように対応をしていきたいと考えている、あやめレポ等でも周知していきたいとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、交差点や渋滞が発生する場所でのフリー乗降のルールはどうなっているか、また、乗客のシートベルトの対応はどう考えているかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、公共交通会議に長井警察署の交通課長に入っているため、協議をしながらエリアを定めてフリー乗降を取り入れたいと考えている、シートベルトの着用は徹底したいと考えているとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、利用者は高齢者や持病の方が多いため、介護や緊急時の対応について研修を積んで運転業務につくべきだと思うがどうかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、委託している長井ハイヤー協会と協議をして今後検討していきたい、既に介護の講習などを受けている方もおられるが、協議会で研修体制について協議していきたいと考えているとの答弁を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市長、副市長の給料月額を改定するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、特別職となる教育長の給料月額を定めるため提案され

たものであります。

質疑に入り、委員からは、特別職報酬等審議会はどう位置づけられているのか、諮問して答申が出されたときの効力はどの程度のものになるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、特別職報酬等審議会条例第2条に、市長、副市長、特別職の給料の額に関する条例を議会に提出する場合は、あらかじめ、特別職報酬の額について、審議会の意見を聞くものとすると規定されている、基本的には審議会の答申内容に沿った提案をしていると理解しているとの答弁を受けたところです。

さらに委員からは、議員についての諮問と答申はどうされたのか、議会が議員報酬を提案する場合も特別職報酬等審議会を尊重する必要があるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、当然議長、副議長、議員の報酬についても審議の対象にされており、今回の諮問に際しても市長が諮問させていただいている、議員報酬については特に委員から具体的な額についての意見の表明がないので答申には集約されなかったと理解している、また、議員報酬は議会基本条例で独自に検討されていることも聞いているので意見の開示は特には求めなかった、特別職報酬等審議会条例第2条には提案する際には議員報酬も含めて審議会の意見を聞くという規定があり、実際に提案する場合は審議会で意見を聞くことになるとの答弁を受けたところです。

さらに委員からは、今後とも定期的な審議を行い、適切な見直しを図られることを附帯意見として申し添えたいと答申に示されているがどう考えるかとの質疑がなされ、総務課長からは、特別職の報酬のあるべき姿ということで市長、副市長、教育長の職務の内容と現状に鑑み、現在の報酬の水準がどうかという諮問であり、今回は答申のとおり提案させていただいたが、附帯意見に記載してあるとおり、今後の景気状況、市の財政状況、あるいは類似団体の状況の

変化等があれば検討することと理解しているとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、退職金にもかかわってくると思うが審議会で説明はされたのか、今回の改正で1期4年の市長の退職金は幾らになるかとの質疑がなされ、総務課長からは、退職金の説明はしていない、これまでも審議会で特に説明をしていなかったと認識している、特別職報酬等審議会条例第2条の規定では議員報酬及び市長、副市長の給料の額を審査の対象としている、市長の退職手当は給料月額に勤続期間別支給率を加味し2,503万8,000円になる、現行が2,000万円ほどで差額は507万円であるとの答弁を受けたところです。

さらに委員からは、退職金は報酬でないとしても多額になるので、今後報酬等審議会を開催する場合はお示しするべきと思うがどうかとの質疑がなされ、総務参事からは、当然ながら資料としてお示しすることは可能なので、事務的には進めていきたいと考えているとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、長井市の現在の財政状況、市内の景気状況を総合的に判断しなければならないと思うが、諮問に当たり、経済状況について説明をされたのかとの質疑がなされ、総務課長からは、現在の財政状況は一定程度の健全化が見えてきた段階だと理解している、財政状況、経済状況は変動するので、そういった場合には特例条例を含めて対応する考えはあると思うが、まずは一旦戻させていただくということでご提案したものと理解しているとの答弁を受けたところです。

討論に入り、委員からは、市の財政力の判断、市民生活の状況を鑑みると、給与所得や産業、雇用、市民生活の暮らしが好転したとは感じられない、農業関係も含めて産業界は非常に苦しい、日本一幸せに暮らせるまちづくりを掲げているときにこうした条例を提出することが理解

できない、市長が3期目に精いっぱい頑張っている姿を見せてもらえれば市民も前向きに暮らす意欲が湧くと思う、市民感情を理解して市政に当たっていただきたいことから、今回の提案に反対するとの意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、賛成の立場から意見を申し上げる、市長、副市長は激務であり、これまで他市と比べて低い報酬にしてきたものをもとに戻すことは賛成するが、今後の報酬等審議会では退職金の説明をした上で判断を求めべきだと思うとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書提出についての請願について申し上げます。

本請願は、西置賜革新懇話会、今泉義憲代表世話人より提出されたものであります。

意見陳述に入り、参考人からは、日本は今、戦争か平和かの分かれ道に立っている、趣旨について以下4点述べさせていただきたい、1点目は、安倍内閣の平和安全法案は戦争法案であり、憲法違反である、アメリカの戦争支援のために世界の戦闘地域に自衛隊が派遣され、後方支援や武器を使って治安活動に当たることになる、2点目は、この法案の憲法的な根拠が国会審議で全て崩れている、憲法審査会で憲法学者3人全員が違憲だと断じており、多くの憲法学者も違憲だと指摘している、安全保障環境が変化したからといって憲法を勝手に解釈して憲法を超えることは絶対に許されないと考える、3点目は、戦争法は長井市と市民にかかわる問題である、ガイドラインによると有事の際には地方自治体と民間の持っている権限と権能が全部動員される、戦争が始まったら社会保障や暮らし、人権は完全に脅かされ、テロの危険もある、4点目は、戦争法に反対する根拠がある、地方

自治法第1条の2で地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本だと規定している、長井市は市民憲章を制定し、平和都市宣言をしており、市議会は集団的自衛権行使反対の意見書を政府と国会に提出している、何よりも市民が強く反対している、以上のことから、国民と市民の命、暮らし、平和をしっかりと守るために、ぜひこの請願の採択をお願いしたいとの意見陳述がなされたところです。

質疑に入り、委員からは、日本を取り巻く環境が変わり、テロや周辺国の脅威に対処するため、現内閣が法案を作成して日本国民を守るという意味は理解できる、国民の不安をあおって戦争法案や徴兵制という言葉を使ってほしくないがどうかとの質疑がなされ、参考人からは、国会審議でますます戦争法案であることが明らかになった、実際この法案が通れば戦争をして戦死者が必ず出る、兵員が足りなくなり、徴兵制に向かう可能性が強い、今から世論を強めて、戦争をしてはならない、徴兵制はだめだと声を大にして言うべきだと思うとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、砂川事件の最高裁判決では自衛権は否定しない判断だったと思うが、自衛権を憲法違反と考えているのかとの質疑がなされ、参考人からは、最高裁は集団的自衛権には触れていない、自衛権があるから集団的自衛権も当然あるというのが政府の解釈である、砂川判決は集団的自衛権行使の根拠にはならないと思っているとの答弁を受けたところでありま

す。また、委員からは、憲法第9条は戦争の放棄と理解しているので、自衛隊が後方支援と称して戦争行為を行うことは違憲だと思う、集団的自衛権行使の議論が熟したとは思われないがどう考えるかとの質疑がなされ、参考人からは、全く同感である、アメリカやオーストラリアの戦争に自衛隊が派遣され、戦場で血を流すこと

に必ずなると思う、戦争が始まってからでは押しさえられない、今、国民が声を上げてどうしても押さえることが必要だと思うとの答弁を受けたところでありま

す。討論に入り、委員からは、採択すべきとの立場から意見を申し上げる、歴代の自民党内閣を含めて、憲法第9条のもとでは集団的自衛権行使を容認する拡大解釈はしていない、どうしても集団的自衛権を行使したいのであれば憲法を改正して行うべきであるとの意見が出されたところでありま

す。また、委員からは、反対の立場で意見を申し上げる、政府の最も重要な責務は我が国の平和と安全を維持し、その存在を全うするとともに、国民の命と平和な暮らしを守り抜くことである、そして、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、力強い外交等を推進することだと思う、政府においてこのたび、我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備を図るべく提出された「平和安全法制」法案については現在、国会において集中的に審議が行われているところであり、安全保障、外交は国の専権事項として高い見識を有する賢者により議論が交わされている、それは今後とも将来にわたって恒久平和に邁進するとともに、国際社会における我が国の立場、我が国の役割等を含めて大所高所から時間をかけて議論されていくものと思う、このたびの安全保障法制についてはさまざまな課題や論点もあるようであり、そうした国会内での議論を国民に開陳するとともに、政府として国民に丁寧な説明を尽くし、理解を得る努力をしていただきたいと考える、よって、国会においてしっかりと十分に審議を尽くしていただきたいという立場から、この請願には反対するとの意見が出されたところでありま

す。また、委員からは、本請願は採択すべきものとする、長井市が平和都市宣言を採択した意

味を十分に踏まえ、憲法解釈並びに地方自治体の議員として長井市民の命と暮らしを守るという観点から、この請願に賛成するとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長報告が終わりました。

ただいまの報告に対してご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第65号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第65号について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第66号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、議席番号11番、小関秀一議員。

(11番小関秀一議員登壇)

○**11番 小関秀一議員** 私は、今議会に提案されました議案第66号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに反対の立場で討論をいたします。

まず、提案理由の中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、特別職となる教育長の給与月額を定める件に関しましては、現教育長の任期が長井市においては平成28年6月となっておりますが、退任もしくは組織がえに備え、特別職としての給与の条例整備として、また金額も妥当なものと考えます。

しかしながら、今般はあわせて市長、副市長の給与の額についても、それぞれ市長が73万6,000円から92万円、副市長が59万1,000円から69万5,000円と改正をされようとしております。このことにより、人件費で今年度9カ月分ではありますが、総額259万2,000円、以降毎年12カ月で345万6,000円のアップになります。またあわせて、期末手当を合わせますと年間約500万円、4年間の任期の市長の退職手当も507万円の増額となるわけでございます。

反対の理由のまず第1点目、なぜこの時期に提案なのかが理解できません。長井市は昨年来、第5次総合計画を掲げ、これまでの平成15年からの財源不足に当たって市民一丸となって行財政改革大綱のもとに健全財政に取り組み、特に内谷市長就任の平成19年からは財政危機脱出元年と位置づけ、財政の健全化に取り組み、財源の年度間調整の機能をようやく回復できました。しかし、今年度の予算ではようやく10億円を超す財政調整基金を取り崩しての計上であり、市民の行政サービス向上とはいえ、将来への不安は増しております。

こうした中であって、本年3月、観光交流センターの住居補償費の概算金額の乖離、約1億8,000万円の増加に伴いまして、市長、副市長が減給する失態を行ったばかりであり、このけじめの反省が見えない中で今般の提案については市民の納得は得られないと思います。こうした議論は市民の税金の使途の根幹を決める年度当初の本予算を決める議会で議論すべきものであります。

反対理由の2つ目。本則で示されている給与は市長みずからが平成18年12月臨時会で提案され、みずからの選挙公約を履行されたものであり、特例処置ではなく、市長の行政運営への熱い思いの示された長井市の行政でありました。自治体の特別職の給与は自治体の市の規模や財政状況で決まっており、原則としてほかの市町村との比較の性格ではありません。まして、市長みずからが公約に掲げ、行政運営の熱意を市民との共有で3期目就任を果たされた過程の中で見直しの議論は余りにも唐突な提案であります。選挙公約がいつから変わったのか、市民には一切説明されておられません。

反対理由の3つ目であります。行政改革は成功とする市長の根拠が理解できません。報酬等審議会でも市長の意向、倫理観で特別措置の削減が議論されたようではありますが、本則を踏まえての職責、公務の内容での長井市の市長選挙が行われたわけありますので、これを今さらほかの自治体との比較で変える根拠が理解できないのです。しかも、行財政の改革はかつてよりは確かに好転はしたものの、財政にかかわる各種指数を見れば、ようやく県下中ぐらいのところであります。特に実質公債費比率、財政調整基金などを見れば、町も含めて県下下のほうに位置づけられております。行財政改革は脆弱な財政基盤の自治体の永遠の課題であります。これは市長みずからが言及されております。

さらに、今後予想される長井市の交付税の行方、個人・法人市民税等の歳入の減少、公債費の増、少子高齢化社会に対応する社会保障関係経費の自然増、議論が続く投資的経費などの今後長井市の財政状況を考えるときに、決して安泰な状況でないことを市長を先頭に市民全員で進む大事な時期と私は考えております。

反対理由の4つ目、市民生活の実態と将来に対する不安が地方創生、少子高齢化時代に当たっての行政運営の決意を市民とともに今後進む

べきであると考えます。みんなでつくる幸せに暮らせるまち・長井、市民生活の実態はどうでありましょうか。経済のグローバル化などで、市内企業の業績もこの15年で約半減しております。基幹産業である農業も米価下落などで瀕死の状態であり、また、サービス業も人口減少などで必死の経営内容と聞き及びます。特にいずれの分野でも当地区内の担い手、若者が減少、そのあらわれとして市民所得の伸び、暮らしの安心感が非常に少なく、加えて非正規労働などの増加による就業保障のない将来に対する不安感が多くの市民の現状であります。

こうした中での今般の市長、副市長の給与見直しに市民の理解を得ることは、私は非常に難しいというふうに考えます。市民感覚を市長みずからが生活感を持ちながら今後も市政運営に当たっていただき、多くの市民の期待にぜひこれまでどおりの公約のもとに市政運営に当たっていただくことを期待を申し上げながら、反対討論といたします。

○**渋谷佐輔議長** 次に、議席番号5番、平 進介議員。

(5番平 進介議員登壇)

○**5番 平 進介議員** 私は、議案第66号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

本案は、市長、副市長の給料月額を改正するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、特別職となる教育長の給料月額を定めるため提案されたものであります。

長井市はこれまで、平市政、目黒市政と財政再建に向けた行財政改革を進めてまいりました。あらゆる手法により改革を進めてまいりましたが、内谷市長が就任された平成18年12月においては、最も厳しい財政状況の年度の一つであったと思います。

市長に就任された直後に山形県知事であった齋藤弘知事に挨拶に伺った折に、就任の挨拶のみならず、平成18年度の一般会計において赤字決算を覚悟しなければならない可能性が高い状況である旨の説明をしなければならないなど、就任早々非常につらく、厳しい立場であったと思います。その折に知事からは、年度末までの残りを100日サバイバルで頑張れと言われたとお聞きしております。当時はそれほど危機的な財政状況でありました。財政当局において、一般会計で赤字を出さずに特別会計の赤字で何とかしのげないかなど、いろいろ模索をされたようであります。幸いにその年は暖冬で、除雪経費が予想を大きく下回ったことなどもあり、結果的に一般会計、特別会計ともに赤字決算を免れたという年度でありました。

そうした折だからこそ、特別職の給料や報酬について平成18年当時に特別職報酬等審議会を開催し、ご意見を伺ったものと思います。そして、平成18年10月31日に審議会から答申がなされました。市長、当時の助役、収入役及び教育長並びに議長、副議長、議員の報酬等のあるべき額について、こう答申されております。本市の現在の財政状況及び今後の見通しを勘案し、類似団体の平均をめどにした次の額に削減することが望ましいと考える。市長、92万円から20%相当額を減じた額。助役、69万5,000円から15%相当額を減じた額。議長、43万5,000円から12%相当額を減じた額。副議長、38万5,000円から12%相当額を減じた額。議員、36万円から10%相当額を減じた額。ただし、収入役及び教育長については、類似団体の平均額またはそれ以下の額であり、見直しの必要性はないと考える。なお、今後とも市内民間事業所等の景況、市の財政状況、類似団体等の動向を考慮しながら定期的な審議を行い、適切な見直しを図られることを附帯意見として申し添えたいという内容でありました。

特別職の報酬等については、第三者機関の意見をお聞きし、一層の公正を期するために長井市特別職報酬等審議会条例を制定しております。委員は市内各層、団体の代表者等で構成されるという、極めて公正で市民の皆様の意見を代表する審議会であります。本審議会の答申を受けた場合は、当然のことながら審議会の意向に沿って報酬等を改正すべきであり、その改正方法は特例条例ではなく、いわゆる本則での改正となります。

さきの予算特別委員会での質疑応答でもありましたが、内谷市長は審議会の答申を最大限に尊重して本則での改正を行ったと答弁されておられます。市長と当時の助役の額については、就任された12月の臨時議会で改正され、平成19年1月から今定例会に改正案が提案されるまで、8年を超える期間にわたって見直されないまま現在に至っております。

私は、同時に答申された議長、副議長及び議員の報酬の額について、なぜ審議会の意向を尊重できなかったのかと疑問に感じております。先ほども申し上げましたが、当時の長井市の財政状況は非常に厳しい状況でありました。そのため、市長、副市長の給料については平成19年4月からさらに4%減額し、7月からは1%上乘せして5%減額、一般職員も平成19年12月の期末手当から平均4%の減額を開始。さらに、非常勤特別職の報酬や地区長さんや隣組長さんの手当まで減額をお願いしなければならない状況でありました。そうした厳しい財政状況下で出された特別職報酬等審議会の答申を議会側が尊重できなかったのが残念でなりません。

確かに議会として議員の期末手当の加算率を平成19年12月の期末手当から100分の140から100分の120に議会案として本則で改正をしておりますが、基本となる報酬の額の見直しについては、当時は特別職報酬等審議会の意見をお聞きすることが唯一の改正方法だったと思います。

昨年10月に長井市議会基本条例が制定され、11月1日から施行されております。その第20条で、議員報酬について規定されております。その内容を抜粋しますと、第2項、議員報酬の改定に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度を十分に活用するとしております。

私は、この条文の中で市民の意見をお聞きするための手段で一番大きなものが特別職報酬等審議会の意見をお聞きすることだと思っております。参考人制度、公聴会制度の活用もあると思っておりますが、議員報酬や市長等の給料月額の見直しについては、長井市の条例で定められている長井市特別職報酬等審議会条例があるわけです。現在の本条例では市長が議会に提案する場合は本審議会の意見を聞くこととされてはおりますが、報酬等の見直しを図る際に意見をお聞きする最も重要な機関だと思っております。長井市議会基本条例が制定される前については意見をお聞きする機関は特別職報酬等審議会しかなかったわけですから、その意向が反映されなかったというのは残念であります。

平成19年から20年にかけて、特別職や一般職、地区長さんの手当まで削減せざるを得なかった財政状況も、市民の皆様方のご協力により、そして国の経済対策等により次第に回復し、地区長さんの手当等については平成22年3月までで削減が終了、議員については平成22年12月まで、市長、副市長については平成23年3月まで、一般職員については平成23年6月まででもとに戻されております。こうした状況を踏まえ、平成18年当時から8年を経過した現在において、市の財政状況等の動向等に変化が生じていることなどにより、このたび特別職報酬等審議会のご意見をお聞きし、答申がなされたものでありま

す。私は、そうした市民の皆様のご代表で構成された条例で定められた機関で審議された結果について十分に尊重すべきでありますし、もう少し早い段階で審議会の意見をお聞きすることもできたのではと思っております。

いずれにしても、委員の意見としましては、経常収支比率が好転している点、他市等との経常収支比率から見ても、また職責、土日もとわれない苛酷さから見ても、水準をもとに戻すことに異論はない。また、現市長のもと赤字が解消されてきた功績を見ても、モチベーション維持のためにも、水準をもとに戻すことに異論はない。さらに、市長、副市長の金額は低いと思う。今上げないと、次に戻すタイミングを逸してしまうのではないかと。今戻すのが妥当と思うなどあります。

市長の意向によって特例措置で下げるということはあるにしても、あるべき額は削減前の水準に戻すべきという内容であります。

よって、長井市特別職報酬等審議会条例に基づいた審議会の答申に基づいて提案されたこのたびの条例改正案でありますので、当該審議会の答申を十分に尊重すべきであります。

また、答申に記載されておりますとおり、今後とも市内民間事業所等の景況、市の財政状況、類似団体の動向等を考慮しながら定期的な審議を行い、適切な見直しを図られることを附帯意見として添えられておりますので、そうした意向も十分に汲み入れられまして今後の行政運営を図られますよう希望いたしまして、本議案に賛成の討論といたします。

○**渋谷佐輔議長** 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

議案第66号について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 賛成多数であります。

よって、議案第66号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、請願第3号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書提出についての請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号8番、今泉春江議員。

(8番今泉春江議員登壇)

○**8番 今泉春江議員** 請願第3号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書提出についての請願に賛成の意見を申し上げます。

安倍首相は、平和安全法制は国民の命と平和な暮らしを守るためのものだと言いますが、とんでもありません。国会審議の中で、この法案は日本が海外で戦争する戦争法案であることが鮮明になっています。法案の内容は、全て自衛隊の役割を拡大して海外派兵や米軍の支援に充てるためのものです。地理的な制限もありません。地球上どこでも派兵して、米軍のあらゆる戦争に参加します。戦地で活動して自衛隊が攻撃される危険があり、武器を使用して殺傷行為を行う危険も高く、日本が殺し殺される道に入る危険が飛躍的に高まります。

この法案は、日本の若者の命をアメリカや外国のためにささげるためのものです。しかも、この法案は、日米両政府が4月27日に決めた新たな日米軍事協力の指針、ガイドラインと一体で進められています。このガイドラインには、同盟調整メカニズムという仕組みが含まれ、自衛隊が事実上米軍の指揮下に入ることになるのです。したがって、この法案は二度と戦争をしないと定めた憲法の平和原則を根本から破壊し、憲法第9条のもとで許されていないはずはありません。立憲主義を踏みにじるものです。

国会審議では、憲法学者や元内閣法制局長官から違憲と指摘がされています。この中で、全国ではこの憲法違反の戦争法案反対のかつてな

かったような大集会やパレードが行われています。また、93歳の瀬戸内寂聴さんが最後の力を出して戦争に反対する行動を起こしたい、国会前で抗議の座り込みをしてもいいと国会前での反対集会に駆けつけ、二度と戦争を繰り返してはならないと訴えました。今、各地方議会でこの法案に廃案、反対、慎重審議などを求める意見書の可決が急速に広まっており、この1週間余りで79ふえ、28日現在、34都道府県の195議会に達し、どんどんふえております。ところが、この長井で、驚くことにあやめまつりで自衛隊広報展が組み込まれ、自衛隊が来て自衛隊の宣伝、自衛隊の募集、車両の展示、子供の制服試着などを行っていました。戦争と徴兵制に市民の不安が高まっている中で、驚くべきことです。

しかし、長井市は平和都市宣言をしています。さらに、長井市議会は昨年9月議会で国に対し、1、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、2、集団的自衛権行使の立法措置を行わないこと、3、憲法第9条を守り生かすことを求める意見書を提出しました。さらに、私たちは戦争法案反対の運動を進め、街頭演説や署名を行っております。多くの市民から戦争反対、憲法第9条を守れの声が上がり、また、元教師の方々は教え子を戦場に送ることは絶対あってはならないと署名を集め、反対の運動をしています。また、西置賜革新懇話会による戦争法案の勉強会などの開催も予定されております。このように、長井の市民からも戦争法案の廃案を求める大きな運動が起こっております。その市民や国民の願いに応えるためにも、議会として意見書を採択すべきではないでしょうか。

議員皆様の良識ある採択を強くお願いを申し上げます。請願採択賛成の意見といたします。

○**渋谷佐輔議長** 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第3号について、総務委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたし

ます。

請願第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○**渋谷佐輔議長** 賛成少数であります。

よって、請願第3号は、不採択と決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆文教常任委員長登壇)

○**安部 隆文教常任委員長** 平成27年第4回市議会定例会において文教常任委員会に付託されました議案2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月19日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

それでは、議案第63号 長井市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例について定めるため提案されたものでございます。

審査に際し、教育総務課長からは、経過措置として現在の教育長の任期満了後にこの条例の規定を適用するものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 地方教育行政の組織及び

運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の伴う関係条例の整備等に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行うため提案されたものです。

審査に際し、教育総務課長からは、3つの条例の改正と1つの条例の廃止について一括して提案するもので、議案第63号同様に、現在の教育長の任期満了後にこの条例の規定を適用するものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対してご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第63号 長井市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の設定について及び日程第5、議案第64号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の設定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第63号 長井市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の設定についての1件について、文教委員長報告は原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。